

令和8年度
事業系一般廃棄物減量・適正処理の手引
(多量排出事業者用)

秋田市環境部



は じ め に

近年の環境問題は、地球温暖化や気候変動、海洋汚染、生物多様性の損失、食品ロス問題など、多様かつ複雑化し、これらの問題の解決への取り組みがより一層求められています。

政府は、令和2年10月の「2050年カーボンニュートラル」宣言に合わせ、再生可能エネルギーの導入促進、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法等による、廃棄物の発生抑制と資源循環に取り組み、2026年度からは、二酸化炭素の大規模排出者に対し、排出量取引を義務付ける方針を定め、更なる削減の強化を図ることとしております。

本市におきましては、令和5年2月に「ゼロカーボンシティ」を宣言したほか、食品ロス削減の取り組みをより一層充実させるため、同年3月に「食品ロス削減推進計画」を策定するなど、持続可能な未来のための取り組みを進めています。

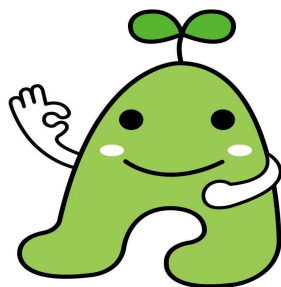
また、本市の一般廃棄物処理基本計画（令和8年3月策定）には、ごみ処理については、市民・事業者・市が適切な役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築するため、資源循環の取組を進め、環境への負荷を低減することで、将来の質の高い暮らしの実現に向け、協働で取り組むことを基本理念とし、事業者の皆様にもご協力いただきながら、事業系一般廃棄物の減量、再使用、再生利用の取り組みを進めているところです。

事業者の皆様におかれましては、本市施策へのご協力とともに、本手引きをご活用いただき、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組まれますようお願いいたします。

一定規模の建物等で比較的多量のごみを排出する事業者については、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出や事業系一般廃棄物管理責任者の選任等をお願いしています。詳しくは3ページをご覧ください。

秋田市のごみ減量イメージキャラクター

【エコアちゃん】



秋田市の森の奥で平和に暮らしていたブナの妖精。

体のかたちはAKITA、頭の上の葉っぱは市民のごみ減量意識の芽生えを表しています。

名前はエコロジーとアキタを組み合わせたものです。

目 次

I 秋田市のごみの現状	1
1 秋田市のごみ排出量の推移	
2 秋田市における事業系の資源化物の推移	
II 秋田市一般廃棄物処理基本計画と減量目標	2
III ごみ減量のキーワードは「3R」	2
IV 事業者の責務	3
V 多量排出事業者のごみ減量・リサイクルへの取組についての制度	3
1 多量排出事業者の定義	
2 事業系一般廃棄物管理責任者の選任	
3 事業系一般廃棄物減量等計画書の作成と提出	
4 指導および助言	
VI 廃棄物の区分	6
1 産業廃棄物	
2 一般廃棄物	
VII ごみ減量・リサイクルの進め方	8
1 事業所内のごみ減量推進体制の整備	
2 ごみの分別と減量・リサイクル	
3 ごみ減量・リサイクル推進のためのポイント	
VIII 事業系一般廃棄物の適正処理について	13

その他

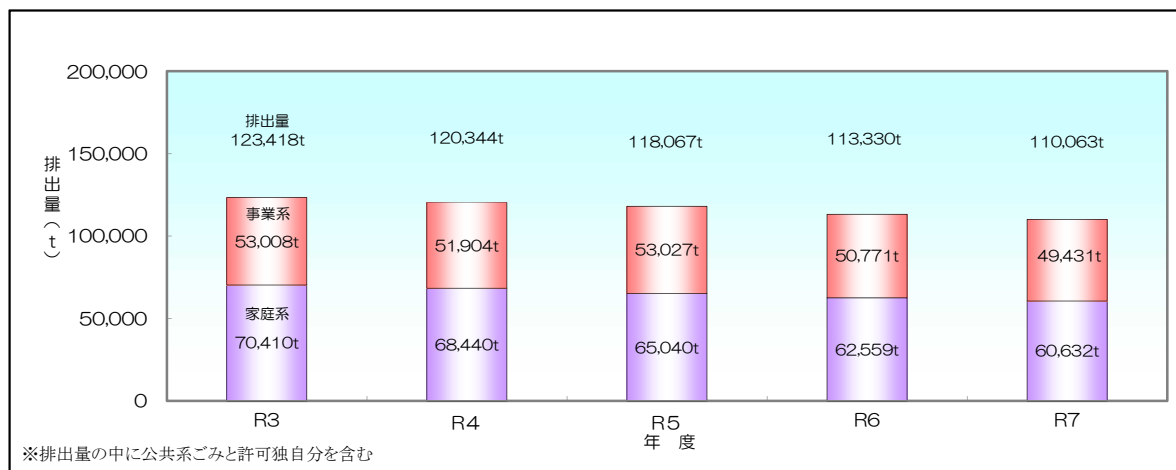
- 秋田市事業系一般廃棄物の減量等に関する指導要綱
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(抄)
- 事業系一般廃棄物減量等計画書記入例

I 秋田市のごみの現状

1 秋田市のごみ排出量の推移

令和7年度の秋田市全体のごみの排出量は110,063トンで、前年度と比べ2.9%減となっています。

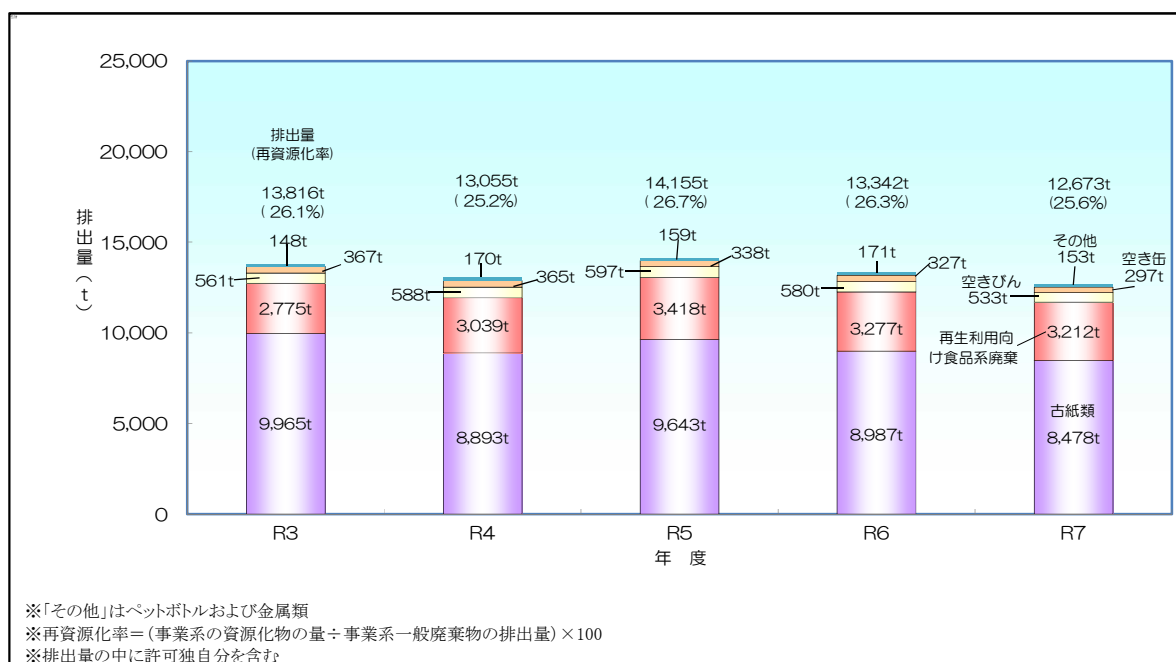
令和7年度の事業系ごみの排出量は49,431トンで、前年度と比べ2.6%減となっています。市全体のごみの排出量うち、事業系ごみの排出量は44.9%を占めています。



2 秋田市における事業系の資源化物の推移

令和7年度の事業系の資源化物の排出量は12,673トンで、前年度と比べ5.0%減となっています。また、事業系の資源化物は、事業系ごみ全体の25.6%を占めています。

資源化物の内訳でみると「古紙類」が全体の66.9%を占め、「再生利用向け食品系廃棄物」が25.3%となっています。



Ⅱ 秋田市一般廃棄物処理基本計画と減量目標

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し適正な処理を確保するため定める計画です。

秋田市一般廃棄物処理基本計画（令和8年3月策定）では、これらの方策とともにごみの減量目標を掲げており、事業系ごみ（資源化物・公共系を除く）の減量目標は「令和16年度までに32,800トン以下」としています。

※令和7年度の資源化物および公共系を除いた事業系ごみの排出量は35,863トンです。（前年度比1.6%減）

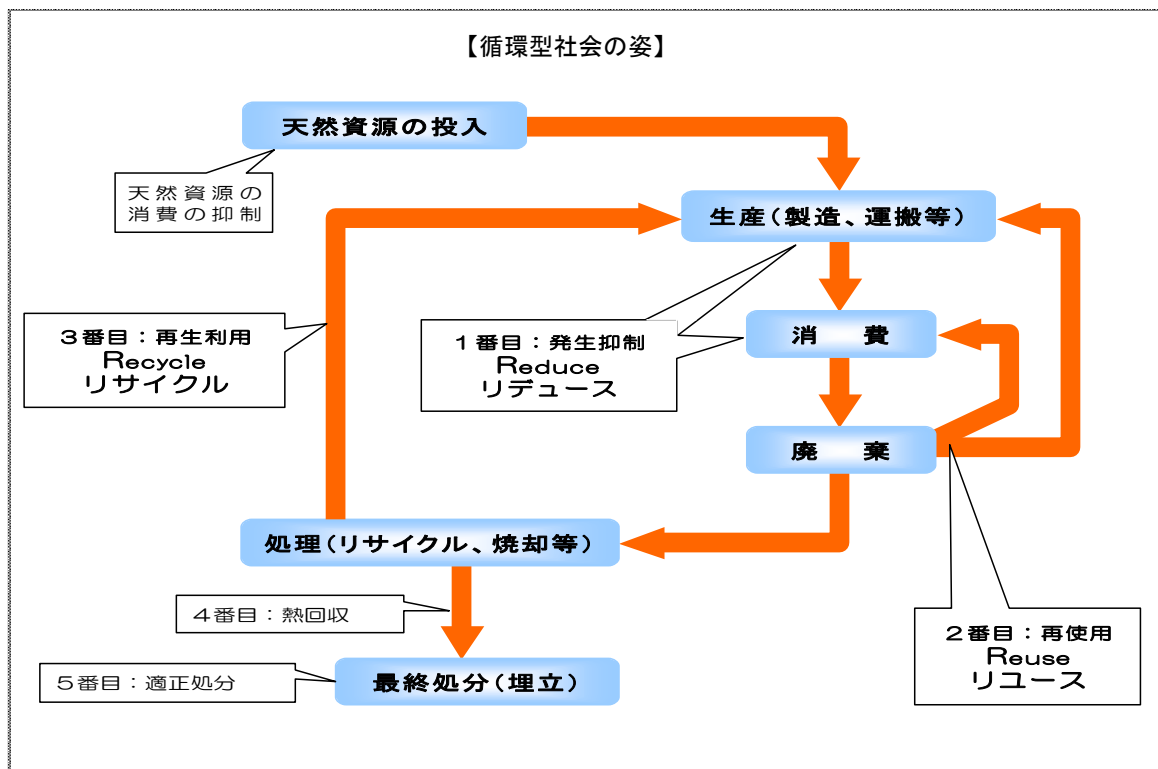
Ⅲ ごみ減量のキーワードは「3R」

これまでの「大量生産・大量消費型の社会」から、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会、すなわち「持続可能な循環型の社会」への転換に向けた取組が行われています。

その取組のキーワードが「3R（スリーアール）」です。3Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）のことで、3つの頭文字に由来します。

さらに、3Rには取組の順番があります。まず、ごみの発生を減らす「リデュース」から始め、次に使えるものは繰り返し使う「リユース」、そして使えなくなったものは原料などに利用して再資源化する「リサイクル」となっています。

秋田市では、3Rを継続しながら、より優先順位の高い2Rを推進しています。



Ⅳ 事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責任がより強く求められています。

「廃棄物処理法」および「秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例」では、事業活動に伴って生じる廃棄物の処理等について、次のとおり規定しています。

- 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること
- ごみの発生抑制・再利用を促進すること等で、廃棄物の減量を図ること
- ごみの減量・適正処理等について国や市の施策に協力すること

Ⅴ 多量排出事業者のごみ減量・リサイクルへの取組についての制度

秋田市では、「秋田市事業系一般廃棄物の減量等に関する指導要綱」を定め、一定規模の建物等で比較的多量のごみを排出する下記の事業者の方(以下「多量排出事業者」)を対象に、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出と「事業系一般廃棄物管理責任者の選任(変更)届出書」の提出をお願いしています。

1 多量排出事業者の定義

多量排出事業者とは、次に掲げる建築物の管理について権限を有する方です。

- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物のうち、年間36トン以上の事業系一般廃棄物が排出される建築物

(1) 管理権を有する方

建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上において行っている方を指します。

所有者や借受人が同時に管理権を有しているのが一般的ですが、例えば、大規模ビル等でその使用体系と管理体系とが分かれている場合は、その管理体系の代表者がこれにあたります。

また、契約や職務命令により本来の「管理権限を有する方」から管理を委託された方(工場長、店長、学校長等)は、この「管理について権限を有する方」になります。

(2) 大規模小売店舗

小売業(飲食業を除きます)の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるものをいいます。

(3) 特定建築物

ア 次の用途に供する部分の延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物

- ・ 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- ・ 店舗又は事務所
- ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校以外の学校
- ・ 旅館

イ 学校教育法第1条に規定する学校等の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上の建築物

2 事業系一般廃棄物管理責任者の選任

多量排出事業者に該当する事業者の方は、その建築物から排出される一般廃棄物の減量化、再資源化および適正処理を推進する事業系一般廃棄物管理責任者(以下「管理責任者」)を選任し、市に選任届を提出していただくことになります。

管理責任者の職務は次のとおりで、事業系一般廃棄物の管理のほか、従業員への指導や市との連絡調整等を行います。

(1) 当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の管理

- ・ 事業系一般廃棄物の種類、量、処理方法の把握と記録
- ・ 事業系一般廃棄物についての関係書類等の保管および整理

(2) 従業員又はテナント事業者に対する分別・減量等に関する指導、PRおよび教育

(3) 分別排出等の適正な実施に関する点検

(4) 秋田市を含む関係各機関との連絡調整

【お願い】

◆管理責任者を選任し、市(環境部環境都市推進課)に選任届を提出してください。
なお、提出後に変更があった場合は30日以内に変更届を提出してください。

※秋田市事業系一般廃棄物の減量等に関する指導要綱第5条に基づく。

3 事業系一般廃棄物減量等計画書の作成と提出

多量排出事業者に該当する事業者の方から、一般廃棄物の減量化、再資源化およびその適正な処理を計画的に推進していただくため、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書(以下「計画書」)を作成し、市に提出していただいています。

この計画書は、その建築物から排出される一般廃棄物の種類、量および処理方法について、前年度の実績とその年度の処理計画等を記載するもので、一般廃棄物に関する記録を適正に保管しておく必要があります。 *計画書の記載例は本手引き末尾に掲載しています。

※秋田市事業系一般廃棄物の減量等に関する指導要綱第6条に基づく。

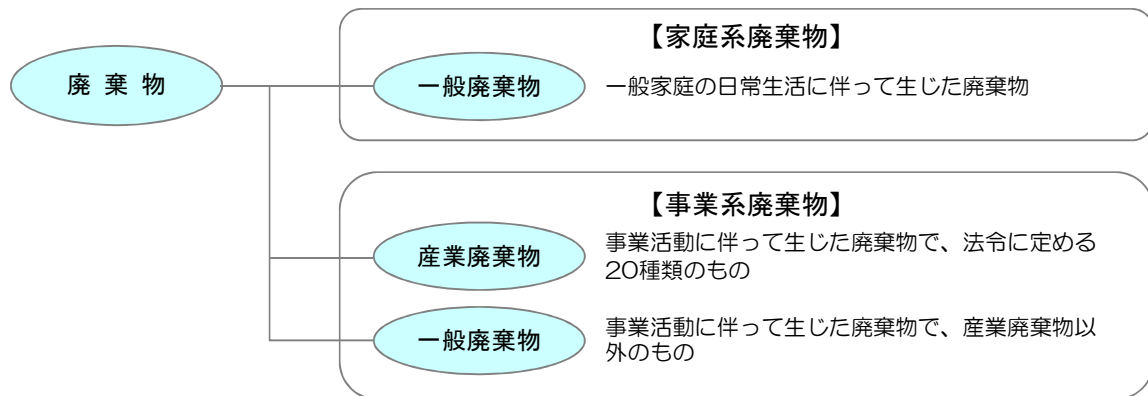
4 指導および助言

市は多量排出事業者から提出された計画書に基づいて指導や助言を行います。

VI 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分し、一般廃棄物は「産業廃棄物以外の廃棄物」とされています。

廃棄物の体系は次のとおりで、一般廃棄物には「家庭系」と「事業系」があります。



1 産業廃棄物

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

区 分	具 体 例
全ての業種にかか る廃棄物	①廃プラスチック ビニールシートくず、合成繊維くず、廃タイヤ、全ての廃プラスチック類
	②ゴムくず 天然ゴムくず
	③金属くず 鉄鋼・非鉄金属の切削くず等全ての金属
	④ガラスくず、コンクリートくず及び、陶磁器くず ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、石膏ボード等のくず
	⑤がれき類 工作物の除去に伴って生ずるコンクリート破片、アスファルト破片等
	⑥燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物等
	⑦汚泥 下水道汚泥、パルプ廃液汚泥、建設汚泥、製造・排水処理で出る汚泥等
	⑧廃油 廃潤滑油、廃切削油、動植物系廃油等の全ての廃油
	⑨廃酸 廃硫酸、廃塩酸等全ての酸性廃液
	⑩廃アルカリ 苛性ソーダ廃液、アルカリ性メッキ廃液等全てのアルカリ性廃液
	⑪鉱さい 高炉、転炉、電気炉等の鉱さい(スラグ)、鋳物廃砂等
	⑫ばいじん ばい煙発生施設等の集じん機ダスト等
特定の業種に係る 廃棄物	⑬紙くず 建設業(工作物の建設又は除去)紙製造業、製本業、出版業等から排出される紙くず
	⑭木くず 建設業(工作物の建設又は除去)、木材又は木材製造業等から排出される木くず 物品賃貸業に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮繊維くず 建設業(工作物の建設又は除去)、製糸業、紡績業、織物業等から排出される天然繊維くず
	⑯動植物性残さ 食品製造業等から排出される原料として使用された固形状の不要物
	⑰動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
	⑱動物の死体 畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
	⑲動物系固形不要物 と畜場等から排出される獣畜および食鳥に係る固形状の不要物
	⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの

※以下の物は、事業者が排出する場合は「産業廃棄物」としての取扱いとなります。

間違っ排出することがないようにご注意ください。

- (1) プラスチック製品(プラスチック箱、パレット等)
- (2) 商品を梱包していたビニール袋や梱包用のP Pベルト
- (3) 蛍光灯・電球・ガラス製品(ジョッキ、窓ガラス等)・陶器製品(皿等)
- (4) 看板や標識等(プラスチック・金属・ガラス・陶器製)
- (5) スチール製の机・椅子・棚等

【問い合わせ先】

◆産業廃棄物全般に関すること 秋田市環境部廃棄物対策課 (888-5713)

◆産業廃棄物の処理委託など (一社)秋田県産業資源循環協会 (863-7107)

2 一般廃棄物

産業廃棄物以外のものが一般廃棄物です。

主な事業系一般廃棄物と区分は次のとおりです。

- (1) 事業所、商店等から出る紙くず・ダンボール・茶殻等の雑ごみ
- (2) 飲食店、従業員食堂から出る残飯・厨芥類・使い捨て弁当容器等
- (3) 卸小売業から出る野菜くず・魚介類
- (4) 従業員の飲食や嗜好により出る空き缶・空きびん・ペットボトル等
- (5) 板きれ、竹、枯草木等
- (6) 事業所、商店等から出る木製の机・椅子・棚等

※上記のものであっても事業形態によっては、産業廃棄物に分類されるものもあります。

区 分		内 容
事業ごみ		生ごみや雑ごみなどの厨芥類(食品加工に伴う動植物性残さは除く)、使い捨て弁当の容器(職員の飲食や嗜好によるものに限る)、板きれ、剪定枝、枯葉など
資源 化 物	金属類	給湯室や休憩所で使用している食器類など(職員の飲食や嗜好によるものに限る)
	ペットボトル	職員の飲食や嗜好によるものに限る
	空きびん	職員の飲食や嗜好によるものに限る
	空き缶	職員の飲食や嗜好によるものに限る
	再生利用向け 食品系廃棄物	生ごみ
粗大ごみ		木製の事務機器や家具などに限り一辺の大きさが50㎝を超えるもの

※事業所から出る「ガス・スプレー缶」と「使用済み乾電池」は産業廃棄物にあたるため市の施設では受け入れていないほか、「古紙類」は古紙問屋などリサイクルルートが確立されているため受け入れていません。

※「再生利用向け食品系廃棄物」については、たい肥化やバイオガス化のリサイクルに取り組んでいる再生活用業者をご活用ください。処理の依頼については、14ページの再生活用業者に直接ご相談ください。

【注 意】

◆自ら市の処理施設へ搬入(自己搬入)する場合は、事前に搬入物の種類や大きさ、量などの概要を確認させていただきますので下記へご連絡ください。(手数料等は13ページ参照)

【問い合わせ先】 秋田市総合環境センター (839-4816)

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1

VII ごみ減量・リサイクルの進め方

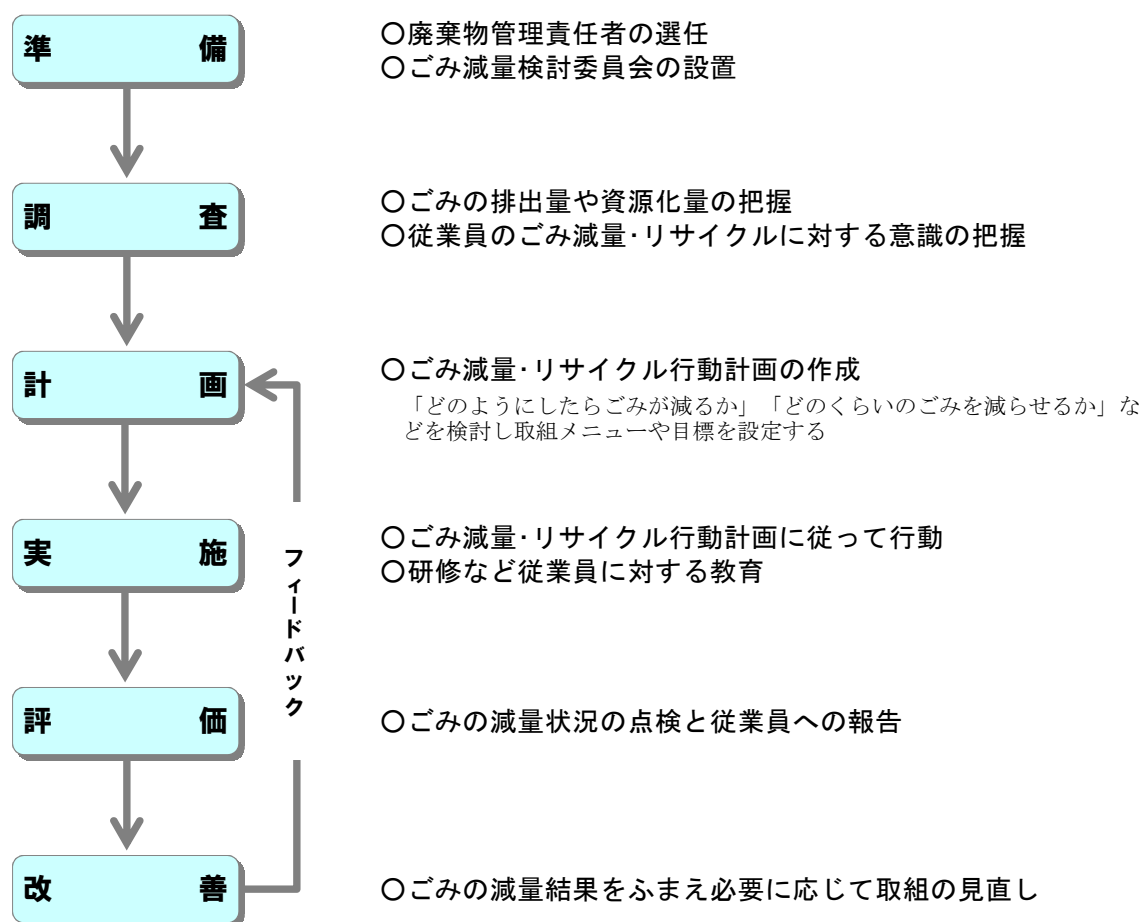
1 事業所内のごみ減量推進体制の整備

まずは、廃棄物管理責任者を選出します。

続いて、ごみを減量化するための組織(委員会等)をつくります。

ごみを減らすためには、まず、どのようなごみを、どれくらい排出しているか知る必要があります。また、その結果としてごみの発生原因を知り、ごみを減らすための目標を設定することが大切です。

こうしたことから、減量目標の設定や取組メニューの検討、さらには行動計画の作成などを通じて、自主的な取組に向けた事業所内の推進体制を整備してみましょう。



2 ごみの分別と減量・リサイクル

(1) 紙ごみの減量とリサイクル

紙ごみの中には、OA用紙やカタログ等の再生利用可能なものが含まれています。

ちょっとした努力により、すぐに減量の効果が現れるのも紙ごみですので、オフィスや店舗等の多量排出者は、紙の分別と再資源化により、積極的に紙ごみの減量とリサイクルを進めましょう。

－ 紙の使用量を減らそう！ －

以下の点に注意して、紙の使用量を少なくするよう心がけましょう。

◆ ペーパーレス化

- ・紙をなるべく使わない
- ・会議での積極的な電子機器の活用や電子メールの活用

◆ 書類は共有・一元化

- ・必要のない印刷やコピーはしない
- ・印刷物などは必要以上に作らず複数で利用

◆ コピー用紙は両面使用

- ・複数ページの印刷は両面で

◆ 不要になった紙の再使用

- ・裏紙の利用や封筒の再使用

◆ 原稿のチェック(ミスプリントの防止)

- ・原稿の校正は大丈夫ですか。枚数、サイズを確認してから

◆ 資料は1枚がベスト

- ・資料は簡単にわかりやすく量より質
- ・内容やレイアウトを見直し、枚数を少なく

－ 紙をリサイクルしよう！ －

紙のリサイクルを始めるときは、一般廃棄物収集運搬許可業者や古紙回収業者に相談して効率の良いリサイクルシステムを確立させましょう。

◆ 回収する紙の種類を決める

- ・建物内で発生する古紙の量をふまえ、回収する紙の種類を決めましょう。

◇ＯＡ用紙 ◇ダンボール ◇新聞紙、チラシ ◇牛乳パック
◇雑誌、書籍、パンフレット、雑がみ ◇機密文書

＊分別方法や回収頻度などの取引条件は業者の方によく相談してください。

＊「雑がみ」とは、包装紙、紙箱、封筒、ハガキなどです。

◆ 分別ボックスの設置

- ・種類別に簡易な分別ボックスを用意します。（ダンボールなどで作るのもよいでしょう）
- ・分別ボックスを利用することで、ごみを減らすことができます。

◆ 専用の保管場所を用意し、紙を保管・整理する

- ・分別の徹底が良質な再生紙をつくれます。
- ・回収業者が引取にくるまでの保管場所を設けましょう。
- ・再生利用できない異物（禁忌品）は、必ず取り除きましょう。

－ こんなものを混ぜてはダメ！ －

原料にならない物や障害になる物を「禁忌品（きんきひん）」といいます。

これらの物が混入すると製品の質が落ちてしまいます。せっかくのリサイクルをより効果的なものにするためにも分別する際は禁忌品を取り除きましょう。

○禁忌品の例

◇写真	◇紙コップ類	◇油紙
◇粘着テープ類	◇合成紙	◇ビニールコート紙
◇ワックス加工紙	◇布製品	◇感熱紙
◇防水加工紙	◇金属クリップ	◇ファイルの留め金
◇裏カーボン紙	◇銀紙	◇粘着物がついた紙類
◇ティッシュペーパー	◇トレーシングペーパー	◇ＯＨＰフィルム

(2) 食品ロスの削減と生ごみの減量

国民運動として食品ロス削減を推進することを定めた、食品ロス削減推進法により、事業者は食品ロスの削減に努めることとされています。

また、本市では、令和5年3月に秋田市食品ロス削減推進計画を策定（令和8年3月改定）し、事業系食品ロスを、令和元年度の3,921 t から令和12年度までに40.1%削減し、2,350 t とすることを目標に定めています。

積極的に「食品ロスの削減」を進めるとともに、やむをえず出てしまった食品廃棄物は、「生ごみの減量」に取り組みましょう。

－ 食品ロスを減らしましょう！ －

【食品ロス削減推進法とは】

食品ロス削減推進法は、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進していくことを定めた法律です。令和元年10月に施行されました。

【事業者に期待される役割】

秋田市食品ロス削減推進計画では、事業者に期待される役割を次のとおり定めています。

ア 食品ロス削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行いましょう。

イ 自らの事業活動に関して発生させている食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践・公表しましょう。

ウ 市や団体が実施する施策・啓発事業等へ積極的に協力しましょう。

エ やむをえず発生してしまった食品廃棄物については、堆肥化やバイオガス化等により資源としての活用を推進しましょう。

オ 未利用食品等を有効活用するフードバンク活動を理解し、フードバンク活動について支援を実践しましょう。

【もったいないアクション協力店を募集】

市では、飲食店やホテルなどを対象に、啓発ポスターやPOPの掲示等、食べ残しを減らすための取組に協力していただく「もったいないアクション協力店」を募集し、市ホームページ等で紹介しています。

－ 生ごみを減量しましょう！ －

【生ごみの再生利用(リサイクル)】

循環型社会構築のため、生ごみの処理については、本市の許可を受け、生ごみのたい肥化やバイオガス化のリサイクルに取り組んでいる民間事業者をご活用ください。（14ページ参照）

【水切りの徹底】

食品廃棄物は水分が多く腐敗しやすいことから、再生利用できない場合は、水切りを徹底することによる減量を行い、廃棄処分を容易にしましょう。

3 ごみ減量・リサイクル推進のためのポイント

ごみの減量・リサイクルを進めるにあたり、廃棄物の責任者が取り組むポイントをまとめましたので参考にしてください。

ポイント1 建物のごみの流れを知ろう！

ごみの収集業者やビルメンテナンス会社から、ごみの契約内容(処理形態)について説明を受けましょう。
〈まず、責任者が実態を知ることが肝心です〉

ポイント2 ごみの排出ルールを知ってもらおう！

建物独自のごみのフロー図(分別区分・排出方法・排出場所・回収業者・処分方法)を作成し周知しましょう。
〈これを作ることにより、協力者や理解者が増えていきます〉

ポイント3 ごみに関する問い合わせ先を周知しよう！

建物内で、ごみに関する問い合わせ先(相談先)がどこなのかを示しましょう。
〈分別や処理の相談ができ、信頼関係が生まれます〉

ポイント4 混ぜればごみ、分ければ資源！

OA用書類や、その他資源化できる紙(封筒、紙箱、メモ用紙等)を資源化品目として設定しましょう。
〈資源化できることを知らない人も多くいます〉

ポイント5 分別ボックス設置で受け皿整備を！

社内やテナント内に古紙回収箱を設置して、古紙をリサイクルするための受け皿を整備しましょう。
〈古紙の分別は減量・資源化に効果があるといわれています〉

ポイント6 一目でわかる工夫が効果的！文字より絵！

ごみ箱や分別ボックスに分かりやすいイラストや写真を貼るなどして分別の徹底を図りましょう。
〈なにげなく目に飛び込んでくるのが意外に効果的です〉

ポイント7 建物の状態が一目瞭然！ごみ置き場の整備を！

ごみ置き場の区画割りや大きな表示をして、排出品目と場所を明確にしましょう。
〈整備されていない集積所は、通行者などのポイ捨てを招きかねません〉

ポイント8 継続したPRを！

ごみ処理に関しての注意事項や問題点を周知するために、回覧板や掲示板を利用しましょう。
〈関心を持ってくれる人や協力者は案外多いものです〉

ポイント9 ごみの分別状況を知ってもらおう！

定期的に分別状況をチェックし、混入状況を公開することで建物内のごみの現状をPRしましょう。
〈混ぜてはいけないものを明示することによってルールが定着してきます〉

ポイント10 再生品(リサイクル製品)を使用しよう！

OA用紙、事務用品、トイレトペーパーなどは、積極的に再生品を使用しましょう。
〈再生品を使用することにより、リサイクルの環(わ)が繋がります〉

VIII 事業系一般廃棄物の適正処理について

事業活動に伴って生ずる廃棄物については、産業廃棄物、一般廃棄物にかかわらず事業者自らの責任による処理が義務づけられています。

事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処理する場合のほか、次のいずれかの方法によって処理することになります。

▼ 市の施設で処理する場合（事業者が自ら処理する以外の処理方法）

自 己 搬 入	許可業者委託
○市の施設へ自己搬入する場合は、事前に搬入物の種類や大きさ、量などの概要を確認させていただきますので下記へご連絡ください。 → 秋田市総合環境センター(839-4816) ○搬入する際は、きちんと分別した上で、担当職員の指示する施設へ運搬してください。	○自己搬入できない場合は、きちんと分別した上で、市が許可する「一般廃棄物収集運搬許可業者」に収集運搬を委託してください。 *一般廃棄物収集運搬許可業者の一覧は次頁に掲載しています。

▼ 一般廃棄物処理手数料

家庭ごみ、粗大ごみ	資源化物（※古紙は市で受け入れていません）
10kgごとに117円	無 料

※一般廃棄物処理手数料は、事業所から出るごみや家庭から自己搬入されたごみに対し市が徴収しているもので、適宜見直しています。料金は焼却、破碎、埋立に要した費用を基に設定しています。

※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合は、上記処理手数料のほか収集運搬費等がかかります。

※古紙の受入業者は次頁に掲載しています。

【注 意】

- ◆市の施設へ搬入する場合、事業ごみは「透明か半透明の袋」をご使用ください。
資源化物については、「無色透明の袋」をご使用ください。
- ◆一般廃棄物処理業の許可を受けていない産業廃棄物処理業者や運送会社は、一般廃棄物の収集・運搬・処分ができません。

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

業 者 名	住 所	電 話 番 号
秋田協同清掃(株)	新屋豊町4-30	864-7300
(有)丸ノ内サービス	寺内字大小路207-44	845-7099
オークス(株)	土崎港相染町字浜ナシ山17-13	857-2323
大洋ビル管理(株)	旭北錦町1-14	865-0601
(有)田口清掃	新屋高美町8-25	828-1677
(有)太平	濁川字後田36-3	868-6838
(有)佐藤清掃社	飯島飯田一丁目1-5	857-0544
(有)秋田衛生社	檜山川口境18-11	833-3125
(株)エイビック	東通観音前7-3	833-3957
(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	山王四丁目1-2 (秋田地方総合庁舎内)	860-3551
(有)秋田第一清掃	外旭川字神田280-18	868-0015
(有)エスエス環境	仁井田新田二丁目8-23	839-6605
(株)東北ビルカンリ・システムズ	大町三丁目3-36	862-3251
長谷部清掃	横森三丁目4-25	835-3785
工藤清掃	下新城中野字琵琶沼218-2	878-4924
(株)河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬48-1	883-2227
安田興業(有)	豊岩石田坂字坂ノ下64	828-1133
(株)秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目10-20	845-4405

【古紙の受入先】

〈機密文書〉

業 者 名	住 所	電 話 番 号
日本製紙秋田サポート(株)	向浜二丁目1-1	896-7640

〈機密文書出張裁断サービス〉(有料)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
秋田協同清掃(株)	新屋豊町4-30	864-7300
ヨコウン(株)オフィスサポートセンター	御所野湯本五丁目1-13	853-5030

〈機密文書以外の古紙類〉

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株)秋田故紙センター	寺内字三千刈461	823-6852
(株)もっかいトラスト秋田営業所	土崎港穀保町130-1	846-9100
(資)田口嬉一商店	卸町二丁目1-11	862-7221
(有)今野商会	土崎港西一丁目2-25	857-1530
(有)秋源	上北手御所野字雨池通5-15	839-7542
猿田興業(株)	川尻町字大川反170-113	862-4810

【注 意】

◆「機密文書」および「機密文書以外の古紙類」を搬入する際は、搬入先に事前に連絡してください。

【再生利用向け食品系廃棄物の再生活用業者】

業 者 名	リサイクルの種類	住 所	電 話 番 号
秋田協同清掃(株)	たい肥化	河辺戸島字七曲台120-95	864-7300
(株)ナチュラルエナジージャパン	バイオガス化	向浜一丁目3-7	866-9313

秋田市事業系一般廃棄物の減量等に関する指導要綱

〔平成26年 3 月 28 日〕
市 長 決 裁

秋田市事業系一般廃棄物の減量化および再資源化に関する指導要綱（平成19年12月25日市長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、多量排出事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所およびその運搬の方法その他必要な事項について適正な指示を行うほか、その他必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 条例 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）をいう。
- (3) 多量排出事業者 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者であつて、第 4 条第 1 項の規定に該当するものをいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 条例第 2 条第 2 号の事業系一般廃棄物をいう。

（多量排出事業者の責務）

第 3 条 多量排出事業者は、廃棄物処理法第 3 条ならびに条例第 5 条および条例第10条から第13条までに規定する事業者の責務等を踏まえ、排出の抑制による事業系一般廃棄物の減量その他適正な処理（以下「事業系一般廃棄物の減量等」という。）を推進することにより、循環型社会の構築に協力しなければならない。

（適用の対象）

第 4 条 この要綱の適用の対象となる多量排出事業者は、次の各号のい

れかに掲げる建築物の管理について権限を有する者とする。

(1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建築物である場合は、単独で大規模小売店舗に該当するものに限る。以下「大規模小売店舗」という。）

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物で、事業系一般廃棄物の年間排出量（4月から翌年3月までの総排出量をいう。以下同じ。）が36トン以上となったもの（大規模小売店舗が含まれる場合は、大規模小売店舗からの排出量を除いて年間36トン以上の事業系一般廃棄物が排出されるものに限る。）

2 事業系一般廃棄物の減量等により、前項第2号に該当する多量排出事業者の事業系一般廃棄物の年間排出量が2年続けて36トン未満となった場合は、この要綱を適用しないものとする。

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第5条 多量排出事業者は、当該事業系一般廃棄物の減量等を具体的に推進する事業系一般廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 多量排出事業者は、管理責任者を選任し、又は変更した場合は、当該選任又は変更のあった日から起算して30日以内に事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

3 管理責任者は、当該事業系一般廃棄物の種類、量、処理方法等の把握および記録、分別排出および分別回収の適正な実施に関する点検その他事業系一般廃棄物の減量等に関する事務を処理するものとする。

（事業系一般廃棄物減量等計画書）

第6条 多量排出事業者は、当該年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に排出する事業系一般廃棄物の減量等に関し、事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第2号）を作成し、当該年度の5月末日までに市長に提出するものとする。

(指導および助言)

第7条 市長は、前条の計画書の内容を基に、多量排出事業者に対し、必要な指導および助言を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の秋田市事業系一般廃棄物の減量化および再資源化に関する指導要綱（平成19年12月25日市長決裁。以下「旧要綱」という。）の規定による多量排出事業者に該当している事業者は、この要綱の規定による多量排出事業者とみなす。

3 第4条第1項第2号および同条第2項に規定するこの要綱の適用の対象となる多量排出事業者を決定する際の年間排出量には、この要綱の施行前に排出された事業系一般廃棄物を含むものとする。

4 この要綱の施行前にした旧要綱の規定による届出書および計画書の提出は、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式、別紙又は（添付書類3）（次項において「旧様式等」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式等によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式等による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所

氏名

（法人にあっては、事業所の所在地、名称および代表者の氏名）

電話

当社の事業系一般廃棄物管理責任者を、下記のとおり選任（変更）したので、届出をします。

建 築 物 の 名 称			
建 築 物 の 所 在 地			
新	事業系一般廃棄物 管 理 責 任 者	氏 名	
		役職名	
		電 話	
	選 任 月 日	年 月 日	
旧	事業系一般廃棄物 管 理 責 任 者	氏 名	
		役職名	
		電 話	
	選 任 月 日	年 月 日	
変 更 の 事 由			

備考 この様式は、変更届を兼ねています。変更がない場合は「旧」欄および「変更の事由」欄への記入は必要ありません。

3 前年度と比べ増減した理由

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(抄)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物の減量)

第10条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その排出する事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

記入例

(宛先)秋田市市長

卸売業・小売業、飲食店・宿泊業、サービス業、教育・学習支援、金融・保険業、医療・福祉など

発生量・再生利用量・廃棄物処理量は少数点以下第二位まで求めてください。(第三位を四捨五入)

前年4月～今年3月までの実績

事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)のうち粗大ごみと資源化物を除いたごみの量

必ずしも代表取締役でなくてもかまいませんが、管理について権限を有する方に限ります

少数点以下第一位まで求めてください。(第二位を四捨五入)

対象となる事業所の名称(支店名等)と所在地を記載する

事業所名
(株)○○秋田○○店
住所
秋田市寺内蛭根○丁目○○
氏名
代表取締役 ○○ ○○
電話
(○○○)○○○-○○○○

*法人にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

事業系一般廃棄物減量等計画書

事業系一般廃棄物減量等計画書	事業所の延べ床面積(小売業は延べ店舗面積)	従業員数	事業所清掃委託業者名	排出される廃棄物の種類	事業所ごみ	粗大ごみ	再生利用向け食品系廃棄物	前年度実績				今年度計画				対前年度発生量	再生利用量	廃棄物処理量
								発生量(A)	再生利用量(B)	廃棄物処理量(C)	再利用率(B/A)	発生量(D)	再生利用量(E)	廃棄物処理量(F)	再利用率(E/D)			
事業所ごみ(粗大・資源化物を除く)																		
粗大ごみ																		
上記合計(資源化物以外)																		
再生利用向け食品系廃棄物																		
金属類																		
空き缶																		
空きびん																		
ペットボトル																		
OA用紙																		
新聞紙																		
雑誌																		
ダンボール																		
紙パック																		
機密書類																		
古紙類																		
資源化物																		
合計																		
2 今後の取組																		
3 前年度と比べ増減した理由																		

種類毎のその目標値を記入してください。
目標については、ごみの中に含まれる資源化物割合、社員、テナント事業者の協力などを総合的に勘案し、現実的な設定をしてください。

発生量の内、古紙業者等へ引き渡した(資源化された)量

一般廃棄物として秋田市に搬入されているペットボトルの量です。産廃は、記入不要です。収集運搬許可業者に確認してください。

生ごみ等の食品廃棄物のうち再生利用(バイオガス、飼料化等)された量

一般廃棄物として、溶融、破砕等の処理がされた量

一般廃棄物の分類、減量、資源化の方策など、簡潔に記入してください。フローチャート等があれば、その図を添付ください。
例:「適正分別とリサイクルの推進強化」、「研修会の実施」等

雑がみの分別、コピー用紙の裏面使用、生ごみの水切り徹底など、今後の取組事例を記入してください。

「テナントが増えた(減った)ため」、「事業拡張(縮小)による増減」、「教育による適正分別の徹底」等増減の理由となる事項を記載してください。

事業系一般廃棄物減量・適正処理の手引
(多量排出事業者用)

作成 秋田市環境部環境都市推進課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5708

FAX 018-888-5707

E-mail ro-evcp@city.akita.lg.jp

